

公認会計士・監査審査会の実施する検査に関する基本指針 改正案 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改 正 案
<p>I～Ⅲ (略)</p> <p>IV 情報管理上の留意点</p> <p>検査官等職員は、検査に関する情報を、<u>行政機関の保有する</u>個人情報の保護に関する法律等の法令、一般的な行政文書の管理に関する規定等に則して、適切に管理するものとする。その際、特に、以下の点に配慮するものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>V 施行日</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>I～Ⅲ (略)</p> <p>IV 情報管理上の留意点</p> <p>検査官等職員は、検査に関する情報を、個人情報の保護に関する法律等の法令、一般的な行政文書の管理に関する規定等に則して、適切に管理するものとする。その際、特に、以下の点に配慮するものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>V 施行日</p> <p><u>(改正)</u></p> <p><u>本基本指針は、令和4年4月1日から施行し、同日以降予告する(無予告の場合は、立入検査に着手する)検査について適用する。</u></p>